

土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(案) パブリック・コメント実施結果について

1. 実施結果について

意見提出期間	平成28年9月20日(火)～平成28年10月19日(水)		
意見提出者数	6人	意見数	24件
ホームページ閲覧数	309人		

2. 提出された意見とその意見に対する考え方について

意見No.	意見及び内容	市の考え方
1	(1) <(定義)第2条(2)事業者> 事業者の定義を明確にすること。 事業の計画、認可、設置までの一連の権利を有するものと定義し、用地整備は別途とかいうように責任があいまいになることを避けて頂きたい。	設置事業とは、事業の計画、法令等の認可、設置までの一連の事業を含めるもので、事業者とは、この設置する事業の権利を有する者です。 また、本条例(案)第8条では、設置事業の着手前に周知看板を設置することとし、第14条では、設置事業の完了後、設備の管理者等に関する情報を掲示することとしていることから、責任があいまいになることはないと考えております。
	(2) <(定義)第2条(4)町内会> 「町内会」を「地域住民等」に変更すること。 定義：近隣関係者、事業区域周辺に居住する住民及びその区域に事業区域の一部又は全部を有する町内会、その他これに類する団体をいう。	本条例(案)第2条(定義)の「(4)町内会」及び「(5)近隣関係者」において、「地域住民等」は含まれると考えております。
	(3) <(定義)第2条(5)近隣関係者> 近隣関係者を追加すること。……及び太陽光発電設置事業により、土地等所有者が受けると同様の影響を受けると認められる者をいう。	
	(4) <(抑制区域)第5条> 抑制区域に3項目追加すること。 ① 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有していること。 ② 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。 ③ 自然と融和した環境を保ち、地域における農林業の健全な発展を図る上で貴重な資源として認められる農用地等であること。	本条例(案)第5条(抑制区域)は、「市長は、抑制区域を定めることができる。」とし、法令や条例等により指定を受け開発等の制限を受ける区域について、市規則：別表第1のなかで抑制区域を定め、事業を行わないよう協力を求めていくものです。 ご意見の①自然公園法(国定公園内の特別区域)、自然環境保全条例(自然環境保全地域特別区域)、 ②景観法、景観条例(景観形成重点地区)、 ③農用地区域等は、抑制区域として事業を行わないよう協力を求める区域としています。

意見No.	意見及び内容	市の考え方
1	<p><（配慮事項）第5条> 配慮事項に1項目追加 ① 良質な自然環境を著しく損なわないこと。</p>	<p>② 本条例（案）第6条（配慮事項）「市長は、事業を行う上で事業者に配慮を求める事項を定める。」とし、市規則：別表第2のなかで配慮事項を定め協力を求めていくものです。ご意見のとおり、市規則：別表第2生活環境を保全するための配慮のなかで、「良質な自然環境を著しく損なわない対策を講じること」を追加し文言を整理します。</p>
	<p><（協議の必要な事業）第7条> 協議の必要な事業に次の2項目を追加 ① 高さ5m又は敷地面積が1,000㎡を超える場合。 ② 区画形質の変更を伴う敷地面積500㎡以上の土地に設置する場合。</p>	<p>① 高さ4mを超える発電設備は、建築基準法の規定が準用される 建築物又は工作物に該当し、建築確認が必要となります。</p> <p>② 事業用発電設備の場合、電気事業法により出力50Kw以上は、電気技術主任者の配置業務及び保安規定の事前届出などが義務付けられるなど、発電用工作物としても大きな分かれ目になっております。また、50kwを面積に換算すると500㎡～750㎡となることから、市との協議が必要な事業の対象を50kw以上としたものです。</p>
	<p><（設置事業の周知等）第8条（2）> 「町内会」を「近隣関係者」に変更すること。 広域な地域の利益を損なうことの無いように対象範囲を広げること。</p>	<p>意見（2）、（3）のとおりです。</p>
2	<p><防災・安全への配慮> 雑草の管理を定期的実施し野火の発生防止を対策する。</p>	<p>市規則：別表第2（配慮事項）発電設備設置後の配慮「ウ」の補足として追加し文言を整理します。</p>
	<p><生活環境への配慮> ① 除草剤はできるだけ使用しない。（特に住宅地近接する場合は配慮する。） ② 砂塵などの発生源とならない対策及び配慮</p>	<p>① 除草剤や農薬などの散布を制限することは難しいことから、市規則：別表第2（配慮事項）発電設備設置後の配慮のなかで、「除草剤や農薬の使用にあたっては、適正な散布にこころがけ、事前に散布の日時等を町内会及び近隣関係者へ周知を図り、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。」とする項目を加えることとします。</p> <p>② 市規則：別表第2（配慮事項）生活環境を保全するための配慮「ウ」に規定しております。</p>

意見No.	意見及び内容	市の考え方
2	(10) <町内会等への配慮> 事業者が事故があった場合は土地所有者がこれに代わり速やかに対応すること。	市規則：別表第2（配慮事項）の中で緊急連絡先の表示を規定しておりますが、太陽光の設置事業は長期に亘ることから、事業者の事故等の発生時の対応に係る土地所有者の責務については、今後の課題であり、国の法令改正等の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。
3	(11) <生活環境を保全するための配慮> 菅谷町地域の多くの家が井戸水を使用しております。草刈軽減の為の除草剤禁止をお願いします。	意見2（9）①のとおり追加します。
4	(12) 10Kwを超えて用地姿の変更を必要とするものを対象にする。	意見（6）②のとおりです。
	(13) ソーラーシェアリングにより農業との同時運用は対象としない。	発電出力が50Kw以上の事業用発電設備について、農業との同時運用であっても、本条例（案）第7条の協議対象とします。
	(14) 家屋の屋根に付ける物や庭に設置するものは対象外とする。	本条例（案）第7条の協議対象から除いております。
5	(15) <第5条（抑制区域） 別表第1> ① 市街地、市街化区域への設置抑制を加える。（竜ヶ崎市の条例では、500㎡以上を対象事業とし、市街化区域は事業を行わないよう求める抑制区域としている。（茨城新聞8.24） ② 関係法令に示された条例は、茨城県条例か、土浦市条例か、県と市両方にあるのか明記する。	① 抑制区域は、法令等の規制や防災上又は景観上の観点から事業の抑制を求める区域であると考えております。 市街地、市街化区域への設置抑制については、近隣に居住する住民への配慮事項を踏まえたうえで協議してまいります。 ② 茨城県では、「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を本年10月1日施行しております。 本条例（案）は、県ガイドラインに沿った、周辺住民への説明や市との協議を明確とするもので、事業者と周辺住民並びに市が情報を共有することで、適正な設置と地域社会との調和を図ることを目的としております。
	(16) <その他> 対象事業を出力50kw以上の施設としているが、50kw未満の施設も本条例の趣旨を踏まえ、配慮と維持管理についての対応を求める。	本条例（案）では、出力50kw以上の事業用の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）を対象としますが、出力10kw以上50kw未満の発電設備についても、県ガイドラインの趣旨に沿った「施工にあたって配慮すべき事項」や「施設設置後の適正な維持管理等」に配慮した対応を行うよう協力を求めてまいります。

意見No.	意見及び内容	市の考え方
5	<p>(17) <第6条（配慮事項） 別表第2> 防災安全対策 ① 雨水排水対策に、事業地内への浸透を明記（パネル下の土表面をシートやコンクリートで覆わない） ② 隣の宅地に隣接する2反歩ほどの太陽光施設は、道路ぎりぎりまで設置し、パネル下に砂利コンクリートを積み張られたため、雨水が道路を渡り、隣の宅地、さらに自宅地に流入。以前は問題の無い雨量でも、あわや床下浸水ということが起きました。 ③ 軟弱地盤対策</p>	<p>本条例（案）第9条の事業者との協議においては、市規則：別表第2（配慮事項）の各事項について協議をしております。 なお、防災及び安全への対策による配慮のなかで「雨水排水対策」について規定しており、適切な協力を求めてまいります。</p>
	<p>(18) <第6条（配慮事項）> 市は、配慮事項の徹底のために町内会、近隣関係者からの要望及び相談窓口を設置し、事業者の対応が速やかに進むように伝達する。</p>	<p>事業者との協議は、事業者が町内会及び近隣関係者に対して、事業内容や工事の施行方法及び安全対策等の説明を行い、要望等を踏まえ十分な理解を得たうえでの「説明を行なった報告書」を市へ提出し協議が実施されるものです。その協議のなかで、町内会や近隣関係者からの意向や要望事項を含め、事業者に協力を求めてまいります。</p>
	<p>(19) <生活環境の保全> ① パネルの反射光対策：低反射タイプとし、傾きを調整する。 ② 除草剤使用の周知と飛散防止。散布前に日時等を市と地元関係者に周知する。 ③ 生態系への配慮（パネル下の土面をシートやコンクリートで覆わないなど） 広大な面積の改変は、生態系に大きな影響を及ぼすことから、残置森林内の既存樹木の保全に加え、パネル設置区域においても土面をシートやコンクリートで覆わず緑化草地とすることを求める。（ヒルガオ科のダイカンドラなど低草地種子の使用例を見ています）</p>	<p>① 市規則：別表第2（配慮事項）生活環境を保全するための配慮「ア」に規定しております。 ② 意見（9）①のとおり追加することとします。 ③ 市規則：別表第2（配慮事項）生活環境を保全するための配慮「ア」「イ」に規定しております。</p>
	<p>(20) <町内会・近隣関係者への周知及び配慮> 災害・機器故障・設備内の不具合などのトラブルへの対応は速やかに行い、状況を市と地元関係者に報告する。</p>	<p>市規則：別表第2（配慮事項）発電設備を設置後の配慮「ア」「オ」に規定しております。</p>

意見No.		意見及び内容	市の考え方
5	(21)	<p><発電設備設置後の配慮> 「ウ」(補足)として～清掃などを実施するほか、機器故障や雨水流出など周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処すること。</p>	<p>市規則：別表第2(配慮事項)発電設備を設置後の配慮「ウ」の補足として追加し文言を整理します。</p>
6	(22)	<p>自然を壊さないこと。(景観や生態系) 森林を伐採することで保水が弱まり大雨時に流水にならないか。 1パネル反射光の被害も報道されている。</p>	<p>意見(21)のとおり追加し文言を整理します。</p>
	(23)	<p>設置事業は大小に拘らず条例(案)第9条を徹底して欲しい。</p>	<p>意見(16)のとおり追加します。</p>
	(24)	<p>設置事業に着手又は既設する事業者について、条例の規定は適用しないのか。</p>	<p>本条例(案)は、条例制定日以降の工事に着手する事業に対し適用するものですが、既に工事に着手している事業又は既設の事業についても、本条例(案)の趣旨に沿った協力をお願いしてまいります。</p>